

負担限度額認定証について

単位：円

利用者負担段階			負担限度額（日額）		30日合計 (食費+居住費)
区分	被保険者の所得状況	預貯金等の資産の額	食費	居住費 (ユニット型個室)	
第4段階	◎本人が市町村民税非課税で、配偶者または世帯の中に市町村民税を課税されている方がいる方 ◎本人が市町村民税を課税されている方		1,512	2,149	109,830
第3段階②	◎配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金及び非課税年金（障害年金、遺族年金等）の年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が120万円を超える方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,360	1,310	80,100
第3段階①	◎配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金及び非課税年金（障害年金、遺族年金等）の年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万9,000円を超え120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	650	1,310	58,800
第2段階	◎配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金及び非課税年金（障害年金、遺族年金等）の年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万9,000円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	390	820	36,300
第1段階	◎配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方（老齢福祉年金受給者）	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	300	820	33,600
	◎生活保護を受けている方				

負担限度額認定証の詳細についてはお住いの各市区町村の介護保険課にお問合せください。